

よこはま動物園・金沢動物園共通年間パスポート利用約款

第1条（趣旨）

よこはま動物園・金沢動物園共通年間パスポート（以下「パスポート」という）は、公益財団法人横浜市緑の協会（以下「当協会」という）が管理運営するよこはま動物園及び金沢動物園の利用にあたり、交通系 IC カードまたは紙製パスポートを提示するだけで、何回も入園を可能とするシステムです。この約款は、システム運用を適切に行うため、システムの利用に際し必要となる利用者登録の内容について定めるものです。

第2条（利用者登録）

本約款を承認のうえ、所定の申込書によりシステムの利用に必要な登録（以下「登録」という）の申請を当協会に対して行った方で、当協会が登録した方を登録者とします。

2 登録者は、当協会が登録者情報をパスポートの管理以外に使用しないことを条件に登録者情報を取り扱うことを了承するものとします。

3 登録者は、申込時に所定の費用を申込書とともに支払うものとします。

第3条（パスポートの発行及びその取扱い）

当協会は、交通系 IC カードによるパスポートをご希望の方には、IC カード番号をパスポートとして登録し、交通系 IC カードによるパスポートを希望されない方には紙製パスポートを発行します。

2 紙製パスポートを希望の方には、有効年月日を押印してお渡しします。登録者はパスポートに氏名を記入したうえで使用します。

3 パスポートに表記された登録者以外の方、または氏名の記載がないものは使用できません。

4 登録者は、パスポートを第三者に譲渡し、または貸与・転売することはできません。入園時にご本人と特定できない場合は、入園をお断りします。

5 パスポートの使用に際して、登録者が本条第3項及び第4項に違反した場合において、その結果当該登録者に何らかの不利益が生じたとき、または当協会に損害を与えたときは、当該登録者が一切の責を負うものとします。

第4条（登録の有効期限及び登録の更新）

登録の有効期限は、当協会が登録を行った日から翌年の同月前日までの1年間とします。ただし、有効期限の最終日が休園日の場合は、その直前の開園日が有効期間の最終日となりますのでご注意ください。

2 登録の更新は、有効期限の2週間前から受け付けるものとし、その効力の発生日は、前回の有効期限の翌日からとします。

第5条（販売価格）

登録者は、当協会に販売価格 2,000 円を支払うものとします。

2 登録者は、前条第2項の規定による登録の更新を受ける場合は、当協会に販売価格 2,000 円を支払うものとします。

3 本条第1項及び第2項の規定により、登録者が支払った 2,000 円は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

第6条（パスポートの再発行）

パスポートの再発行はいたしません。

第7条（ご利用内容）

パスポートにより、次のサービスを受けることができます。

- (1) 利用できる動物園…よこはま動物園・金沢動物園
- (2) 入園方法……入園口で、登録された交通系 IC カードのカードリーダーでの読み取り、または紙製パスポートの提示でご本人に限り入園できます。
- (3) 利用回数 ……有効期限内は、何回でもご利用できます。

2 前項のサービスは、よこはま動物園と金沢動物園の開園日(開園時間)にご利用になることができます。園ごとに開園日が異なりますのでご注意願います。

第8条(施設の利用制限)

天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢や経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合には、施設の一部または全部の利用を制限することがあります。その場合、当該登録者は、補償その他何等の請求、異議を申立てすることはできないものとします。

第9条(約款の変更)

当協会は、登録者への事前の了承を得ることなく、この約款を変更することができ、登録者はそれを承諾するものとします。

2 本約款の内容を変更する場合は、当協会のホームページ等でお知らせ致します。通知後に、登録者が第7条の利用を受けたときは、当該変更内容または新約款を承認したものとみなします。

第10条(個人情報の取扱い)

お申込みいただいたお客様の個人情報はパスポートの発行・管理等に利用し、他の目的では使用いたしません。また当協会の個人情報の取り扱いに準じて適切に取り扱います。

第11条(登録資格の取り消し)

協会は、登録者が次の次号の一に該当した場合には、事前に会員に通知すること無く当該登録者の資格を取り消すことができることとします。また、その後も本パスポートをご購入いただけない場合があります。

- (1) 本約款に違反する行為があったとき。
- (2) 当協会の禁止事項、法令の規定もしくは公序良俗に反する行為があったとき
- (3) 動物園利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき
- (4) 当協会の信用及び名誉を著しく傷つけ、または秩序を乱す行為があったとき
- (5) 本約款の変更に同意いただけないとき

第12条(その他)

本約款に定めのない事項及びパスポートの運営上必要な事項は、パスポートの目的に沿って、当協会が定めるものとします。

平成 27 年 4 月 20 日 制定

(20150415)

(お問い合わせ)

パスポートに関するお問合せ先は以下の通りです。

- (1) よこはま動物園 総合案内所(開園日の 9:30~16:30)
〒241-0001 横浜市旭区上白根町 1175-1 TEL045-959-1000 (代)
- (2) 金沢動物園 管理事務所(開園日の 9:30~16:30)
〒236-0042 横浜市金沢区釜利谷東 5-15-1 TEL045-783-9100